

早期発見・事案対処マニュアル

いじめの把握・報告

<いじめの把握>

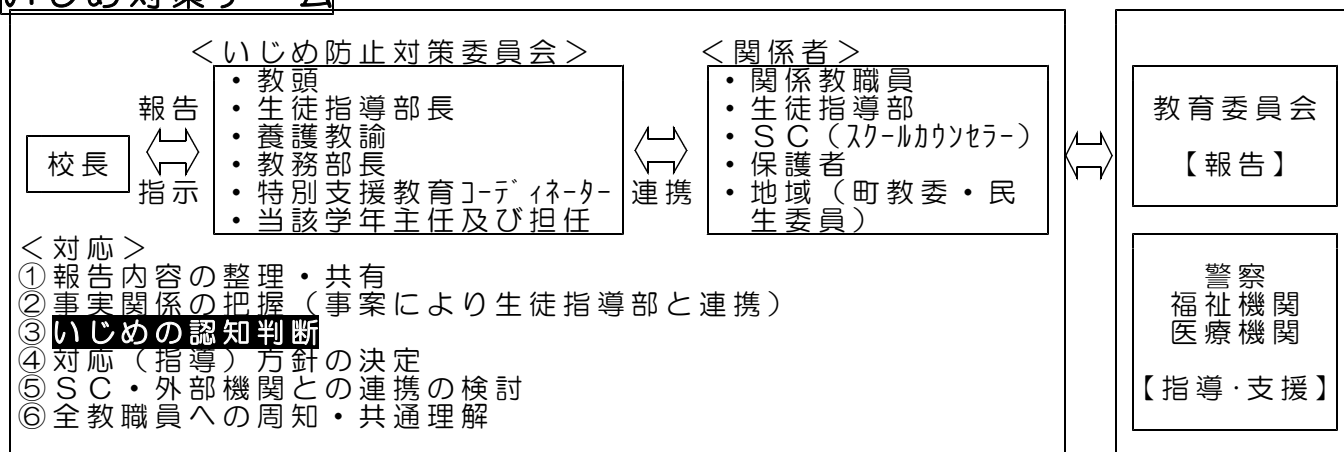
- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・いじめアンケートで把握
- ・被害生徒または保護者からの訴え 等

<いじめの報告>

- ・把握者→生徒指導部長（集約）→教頭

いじめ対策チーム

【重大事態】



いじめ対策チームによる対処

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関 (教育委員会、警察、旭川子ども総合相談センター 等) との連携

<いじめ解決への指導・支援>

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	○いじめを止めさせ、安全確保及び再発防止に向けて組織的に対応する。 ○対策委員会で継続して注視するとともに、心のケアに努める。	○いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させ、謝罪の気持ちを醸成させる。 ○不満やストレスを克服する力を身に付けさせる支援をする。	○いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないこと、発見した周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ○いじめをなくすためよりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	○事実関係、今後の指導の方針や手立て、対処の取組について説明する。	○事実関係、家庭における指導を要請する。 ○保護者と連携して以後の対応について協力を求める。	○いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと必要に応じて今後の対応等への協力を求める。

3 か月後

いじめの解消の判断

いじめの行為が止んでいた、被害生徒が身の苦痛を感じていないことを確認

